

令和7年度 鎌倉市



高齢者肺炎球菌（23価）予防接種費用助成のご案内

鎌倉市では、対象の方に高齢者肺炎球菌（23価）予防接種の費用助成を行っています。
この予防接種は義務ではなく、ご本人の希望により受ける予防接種です。
予防接種の効果や副反応について理解し、納得してから受けるようにしましょう。
また、異なるワクチンとの接種間隔にご注意ください。

【実施期間】

通年で実施

【対象者】

鎌倉市民のうち、次のア～ウのいずれかに該当する方で、今までに「23価肺炎球菌英膜ポリサッカライドワクチン」を接種したことがない方が対象です。

ア 65歳の方（65歳のお誕生日から66歳になるお誕生日の前日まで）

対象者には、65歳になるお誕生日の前月に、市から「おしらせはがき」（薄緑色）をお送りします。ただし、はがきが届いても、過去に自費で「23価肺炎球菌英膜ポリサッカライドワクチン」の接種を受けたことがある方は対象外です。

イ 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳1級を持っている方

※ 障害者手帳の写しの提出が必要です。

ウ 長期にわたり療養を必要とする疾病（法令で定めるものに限る）にかかったこと等により接種対象期間を過ぎた方で、特別な事情がなくなった日から1年以内の方

※ 医療機関発行の理由書の提出が必要です。

※ア～ウのいずれかに該当し、「おしらせはがき」（薄緑色）をお持ちでない場合は、接種の10日前までに市民健康課へ「接種券」（薄緑色）の交付申請をしてください。

【東日本大震災被災者の方について】

東日本大震災により被災し、避難のため鎌倉市に居住している方で、【対象者】のア～ウに該当する方は、鎌倉市に住民登録がなくても、接種費用の助成を受けることができます。詳細は、市民健康課にお問合せください。

【自己負担金】

3,000円

【自己負担金の免除について】

対象者に該当し、「同一世帯の家族全員が市民税非課税の方」「生活保護受給中の方」は、接種時に免除券を鎌倉市指定の医療機関に提出すると、自己負担金が免除されます。

接種を受ける10日前までに市民健康課へ交付申請をしてください。申請をせずに接種を受けた場合、費用の還付は行いません。

交付申請は、電話か直接市民健康課(本庁舎1階30番窓口)で受け付けます。

【予防接種の受け方】

鎌倉市指定の医療機関に予約をし、次の①～③を持って受けてください。

- ① おしらせはがき(薄緑色)
- ② 健康保険証等(住所・生年月日を確認できるもの)
- ③ 自己負担金(3,000円)または接種券(薄緑色)

【鎌倉市指定の医療機関】

市民健康課や各支所の窓口にある一覧表または市のホームページでご確認ください。

やむを得ない事情により、鎌倉市指定医療機関で受けられない場合は、事前に「予防接種実施依頼書」の交付申請が必要です。

接種希望日14日前までに市民健康課へお申し出ください。健康被害が生じた場合の補償と、費用の一部補助を受けることができます。

なお、交付を受けずに接種した場合は、全額自己負担です。

【肺炎球菌感染症とは】

肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約3～5%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

【ワクチンの概要】

肺炎球菌には93種類の血清型があり、定期接種で使用する「23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン」は、そのうちの23種類の血清型に効果があります。

接種してから抗体（免疫）ができるまで、約3～4週間かかります。

【ワクチンの副反応】

予防接種後にみられる主な副反応には、接種部位の症状（痛み、赤み、腫れなど）、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様反応、血小板減少、ギランバレー症候群、蜂巣炎様反応等が報告されています。

【もしも、副反応が起きたら】

予防接種を受けた後、まれに副反応が起こることがあります。副反応が起きた場合は、速やかに医師の診察を受けてください。その後、市民健康課に連絡してください。

【予防接種を受けることができない人】

- (1) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している人
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
※ 急性の病気で薬を飲んでいる人は、その後の病気の変化がわからなくなる可能性があるため、その日は接種を見合わせることを原則です。
- (3) ワクチンの成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある人
※ アナフィラキシーとは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔がはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が息苦しいなどの症状が続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- (4) 被接種者本人の接種希望の意思が確認できない場合
- (5) その他、医師から予防接種を行うことが不適当な状態にあるという診断を受けた人

【接種を受ける前に医師と相談した方が良い人】

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患を有する人
- (2) 過去にけいれんの既往のある人
- (3) 過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- (4) 間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患を有する人
- (5) ワクチンの成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある人

【予防接種を受けた後の注意事項】

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- (2) 副反応の多くは、24時間以内に出現します。この間は特に体調に注意しましょう。
- (3) 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすらないようにしましょう。
- (4) 予防接種を受けた後はいつもどおりの生活をしてかまいません。ただし、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- (5) 予防接種を受けた後、まれに副反応が起こることがあります。副反応が起こった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。その後、鎌倉市市民健康課にご連絡ください。

【健康被害救済制度について】

予防接種によって引き起こされた副反応により、入院治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害が残るなどの健康被害が生じた場合、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を国の審査会で審議し、予防接種によるものと認定された場合は予防接種法に基づく補償を受けることができます。

補償は、健康被害の程度に応じて、医療費・医療手当・障害年金・葬祭料・遺族年金・遺族年金一時金があり、葬祭料以外については治療終了又は障害が治癒する期間まで支給されます。

なお、高齢者に対する予防接種によって引き起こされた副反応に対する補償の医療費及び医療手当については、入院が必要な程度の医療の場合のみ支給されます。

また、遺族年金及び遺族年金一時金は、死亡当時、被接種者によって生計を維持していた場合のみ支給されます。

（お問い合わせ）鎌倉市 健康福祉部 市民健康課

0467（61）3979（直通）



（市ホームページ）